

「専利出願行為の規範化に関する若干の規定」 (2017)

第一条 専利出願行為の規範化を図り、正常な専利業務秩序を守るために、専利法、専利法実施細則と専利代理条例に基づき、本規定を制定する。

第二条 専利出願の提出をする或いは代理する場合、法律、法規と規章の関連規定に従い、誠実信用原則を慎重に守らなければならない、異常専利出願行為に従事してはならない。

第三条 本規定における異常専利出願行為とは、下記のことを指す。

- (一) 同一単位又は個人が複数の内容が明らかに同一である専利出願を提出する場合。
- (二) 同一単位又は個人が明らかに先行技術若しくは先行意匠を剽窃する複数の専利出願を提出する場合。
- (三) 同一単位又は個人が複数の異なる材料、成分、成分の比率、部品等を簡単に切り替える或いは寄せ集める専利出願を提出する場合。
- (四) 同一単位又は個人が複数の実験データ或いは技術効果が明らかに捏造されたものである専利出願を提出する場合。
- (五) 同一単位又は個人が複数のコンピューター技術等を利用してランダムに製品の形状、図案或いは色彩を生成する専利出願を提出する場合。
- (六) 他人が本条第(一)号～第(五)号に記載された類型の専利出願を提出するのを手伝う又は専利代理機構がその提出を代理する場合。

第四条 異常専利出願行為に対し、専利法及びその実施細則の規定に基づき提出された専利出願を処理するほか、情状に応じて下記の措置を取ることができる。

- (一) 専利費用を軽減しない。既に軽減されている場合、軽減された費用を追納することを求める。情状が深刻である場合、本年度から5年以内において、専利費用を軽減しないこととする。
- (二) 国家知識産権局の政府ウェブサイト及び「中国知識産権報」で通報し、併せて全国信用情報共有プラットフォームに納める。
- (三) 国家知識産権局の専利出願件数統計から異常出願専利の件数を差引く。
- (四) 各級の知識産権局は、助成又は奨励をしない。既に助成又は奨励している場合は、全部又は一部の払戻を要求する。情状が深刻である場合、本年度から5年以内において、助成又は奨励しないこととする。
- (五) 中華全国専利代理人協会に異常な専利出願行為に従事した専利代理機構及び専利代理人に対し業界自律措置を取り、必要な場合、専利代理懲戒委員会に「専利代理懲戒

規則（試行）」の規定に基づき相応の懲戒を与える。

（六）異常専利出願行為を通じて助成と奨励を騙し取り、情状が深刻で犯罪を構成する場合、法に基づいて関係機関に移送し刑事責任を追究する。

第五条 本規定第四条に列挙する処理措置を取る前に、必要に応じて、当事者に意見陳述の機会を与えなければならない。

第六条 各級の知識産権局は公衆と専利代理機構が法に基づき専利出願を提出するよう指導しなければならない。

専利代弁処が異常な専利出願行為を発見した場合、直ちに国家知識産権局に報告しなければならない。

第七条 本規定は2017年4月1日より施行される。

※本資料は、中国国家知識産権局の公表情報を基にジェトロが独自に作成したもので、仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。